

2016年11月24日

自動車保険の新サービス「自転車搬送サービス」の提供開始について

富士火災海上保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO 横山 隆美）は、2016年12月1日より新サービス「自転車搬送サービス」の提供を開始いたします。

自転車事故リスクへの備えに関心が高まるなか、当社では自動車保険においてはFAPNEO（家庭用総合自動車保険）の“日常生活賠償責任特約（相手への賠償）”と“人身傷害保険（自身のケガ）”にて、自転車事故リスクに対する補償面の備えを提供してまいりました。

新たに加わる本サービスでは、自力走行不能となった自転車の無料搬送が可能となり、補償面に加え、サービス面でもお客さまに安心をお届けします。

“事故により自転車が壊れた”“タイヤがパンクした”“電動アシスト自転車のバッテリーが切れた”等、使用中の自転車が自力走行不能となった場合、専用フリーダイヤルに連絡いただくことで*、自力走行不能となった場所から指定場所までの無料搬送を手配いたします。

本サービスは、下記の契約条件をすべて満たす契約に付帯するサービスとなります。

- ・家庭用総合自動車保険（FAPNEO）
- ・ベリエストミューズ
- ・携行品特約・日常生活賠償責任特約（ベリエストBセット）をセット

サービス提供期間は、ご契約の保険期間となります。なお、保険開始日が2016年12月1日より前のご契約についても2016年12月1日より本サービスがご利用可能となります。

* 搬送業者などの手配終了後のご連絡は本サービスの対象外となります。